

大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業
(位置情報探索機器貸与業務) 業務委託 長期継続 (単価契約) 仕様書

1 業務内容

- (1) 行方不明となるおそれのある認知症高齢者等（以下、「対象者」という。）を介護する家族等（以下、「利用者」という。）に対するGPS機能を有する位置探索システム専用端末機及び付属品の貸与。
- (2) 位置探索システム専用端末機を所持する対象者が行方不明となった場合、利用者からの連絡に基づく位置探索及び位置情報提供。

2 業務詳細

- (1) GPS機能を有する位置探索システム専用端末機及び付属品の貸与。

① 貸与品の仕様

位置探索システム専用端末機で、次の仕様を満たすものであること。

- (ア) 大きさが縦 40～120mm×横 20～60mm×幅 10～30mm 程度で、重さが 30～100 g 程度。
- (イ) 家庭用コンセントから充電できる充電器及びバッテリー（消耗時における交換分を含む）が付属していること。なお、電源用アダプターが別となっているものも可とする。

② 貸与の方法

- (ア) 主管担当から対象者及び利用者の住所、氏名及び連絡先電話番号等を所定用紙により確認し、貸与すること。
年間の新規貸与件数は、40 件程度。
- (イ) 機器納入期限については、主管担当から(ア)に示す所定用紙を受領してから概ね 1 か月以内とする。ただし、利用者の都合、又はその他やむを得ない事情によるものはこの限りではない。なお、万一納入に 1 か月以上の日数を要する場合は事前に主管担当へ連絡すること。
- (ウ) 新規利用にかかる事務処理フローについては、別紙 1のとおりとする。

③ 月間予定数量 80 台程度（非課税世帯 40 台、課税世帯 40 台）

- (2) 行方不明時の位置情報探索及び提供。 （365日 24時間対応）

利用者から、電話等により対象者の行方不明発生に伴う位置探索依頼を受けたときは、位置探索システム専用端末機から情報を検索し、その情報を利用者へ電話等で連絡する。なお、電話は必須とする。

位置探索に際しては、次のことに留意する。

- ① 連絡のあった者があらかじめ利用者かどうかを確かめる。

- ② 位置情報の提供においては、探索時の所在地、付近の目標物を伝える。

3 費用の請求

(1) 費用の請求先

貸与を行った位置探索システム専用端末機及び付属品にかかる費用、並びに位置探索業務にかかる費用の請求先は、次のとおりとする。

区分	請求先
初期費用	大阪市
位置探索システム専用端末機及び 付属品の月額使用料（本市への報告 含む）	大阪市 （ただし、市民税課税世帯にかかる使用 料は、当該利用者）
位置探索時の通信料、情報提供料 機器紛失・破損時にかかる経費	利用者

(2) 請求期間

位置探索システム専用端末機及び付属品の使用料、並びに位置探索業務の委託料の算定については、利用者の手元に機器が届いた日の属する月の翌月から所管担当から廃止の依頼を行った日が属する月までとする。

ただし、機器貸与月と返却依頼月が同月の場合については、一月分の月額使用料を上限として、請求することができる。

(3) 請求の方法

① 大阪市への請求

事業実施月の翌月 15 日（土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日）までに、実績報告を添えて行う。

② 利用者への請求

利用者に対し請求金額及び振替日を通知したうえ、口座振替の方法により徴収を行う。ただし、必要に応じて口座振替以外の方法を行うことも可能とする。

なお、事業者指定の口座振替用紙を主管担当の指示に基づき、事業実施前に見守り相談室別紙 2 に納品すること。

4 機器の回収等

- (1) 主管担当から利用者に貸与した機器が不要となった旨の連絡を受けたときは、速やかに本市の指示に基づき機器の回収をすること。

年間の廃止見込み件数は、35 件程度。

- (2) 利用者が死亡又は大阪市外に転居した場合等において、利用者以外の家族等が引き続き対象者の介護において利用を希望する場合は、主管担当からの連絡

により利用者の変更を行い、対象者が機器を利用できない空白の期間が生じないよう機器の交換等を行うこと。

(3) 利用終了にかかる事務処理フローについては、**別紙 1**のとおりとする。

5 市民税課税世帯の取扱いについて

(1) 市民税課税世帯についても、本契約に基づき、市民税非課税世帯と同等のサービス提供を行う。

ただし、この場合の費用負担は、次のとおりとする。

	市民税課税区分	
	課税	非課税
初期費用	大阪市負担	大阪市負担
位置探索システム専用端末機及び付属品の月額使用料	利用者負担	大阪市負担
位置探索時の通信料、情報提供料、機器紛失・破損時にかかる経費	利用者負担	利用者負担

(2) 主管担当から利用者の市民税課税区分に変更が生じた旨の連絡を受けた場合は、上記(1)の取扱いに準拠し、請求先の変更等を行う。

6 異動届の取扱い

主管担当から対象者及び利用者の以下にかかる異動に関する連絡を受けた場合は必要に応じ対応を行うこと。

- (1) 対象者に区内住所変更が生じた場合。
- (2) 利用者に区内又は区間において住所変更が生じたとき。
- (3) 対象者若しくは利用者の連絡先に変更が生じたとき。
- (4) 対象者若しくは利用者の世帯状況に変更が生じたとき。

7 機器紛失・破損時の取扱い

利用者又は見守り相談室から貸与した機器の紛失又は破損の連絡があったときは、速やかに代替機器の貸与を行う。

8 業務委託期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、1 業務内容(1)「行方不明となるおそれのある認知症高齢者等を介護する家族等に対する位置探索システム専用端末機及び付属品の貸与」にかかる新

規の貸与業務については、契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、(2)「位置探索システム専用端末機を所持する対象者が行方不明となった場合、利用者からの連絡に基づく位置探索及び位置情報提供」にかかる業務については、契約日から令和 10 年 3 月 31 日とする。

なお、主管担当者の指示に従い、契約最終年度（令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）に翌年度以降の契約事業者に移継ぎを行うこと。

9 業務委託の引継ぎ

「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの契約事業者」（以降、「前契約事業者」とする。）からの利用者の引継ぎについては、主管担当者の指示に基づき、契約当初年度（契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に前契約事業者と協力のうえ、新機器の貸与等の移行業務を行うこと。引継ぎ見込み件数は、80 件程度。

なお、移行業務に伴う初期費用は事業者負担とする。

10 その他

(1) 入札に際しては、位置探索システム専用端末機及び付属品の初期費用及び月額使用料(単価)を算出すること。

(2) 落札決定後契約締結までに、次の詳細を記した書類(様式は問わない)を、下記の主管担当に提出すること。

ア 位置探索時の通信料、位置情報提供料

イ 機器紛失、破損時の代替品納入にかかる経費

(3) 契約に際して、対象者の住所、氏名等の個人情報について守秘義務を有する。

なお、契約期間経過後は、保有する個人情報は主管担当の指示に従い廃棄する。

(4) その他、この仕様書に記載のない事項、及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合は、受注者・発注者双方で協議のうえ、決定する。

11 主管担当及び問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課(認知症施策グループ)

電話 06-6208-8051 ファックス 06-6202-6964

12 注意事項

(1) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守

させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・ 本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・ 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・ 本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・ 必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

(2) 再委託等の禁止条項

- ① 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。

イ 行方不明となるおそれのある認知症高齢者等を介護する家族等に対する G P S 機能を有する位置探索システム専用端末機及び付属品の貸与。

ウ 位置探索システム専用端末機を所持する対象者が行方不明となった場合、利用者からの連絡に基づく位置探索及び位置情報提供。

- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- ③ 受注者は、①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、③に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- ⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止

措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(3) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例関係

本契約の履行に際して、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例 16 号）の趣旨を踏まえ、「特記仕様書」を遵守すること。

(4) 大阪市暴力団排除条例関係

本契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例」に基づき、「特記仕様書」を遵守すること。

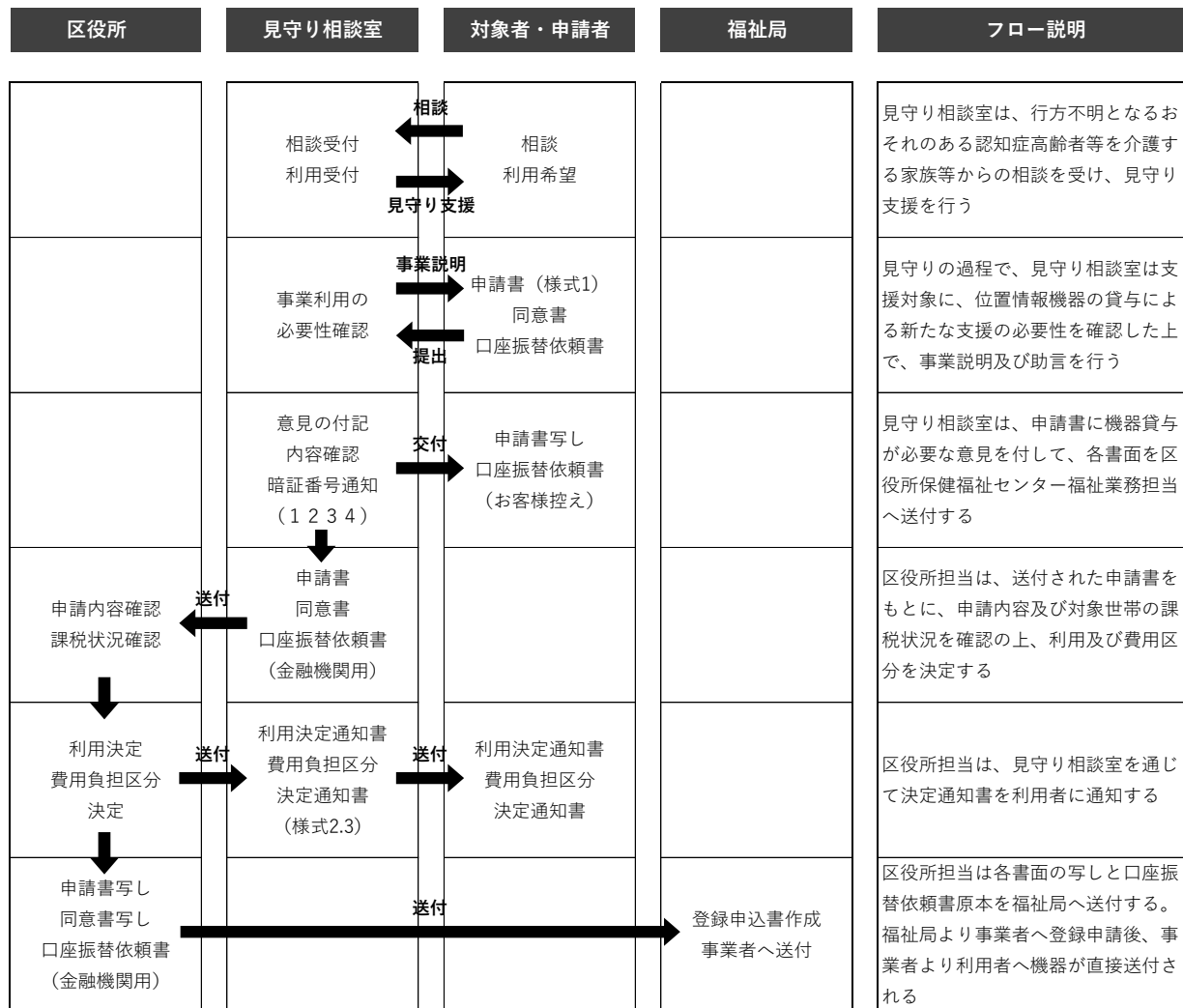
(5) 人権問題研修について

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

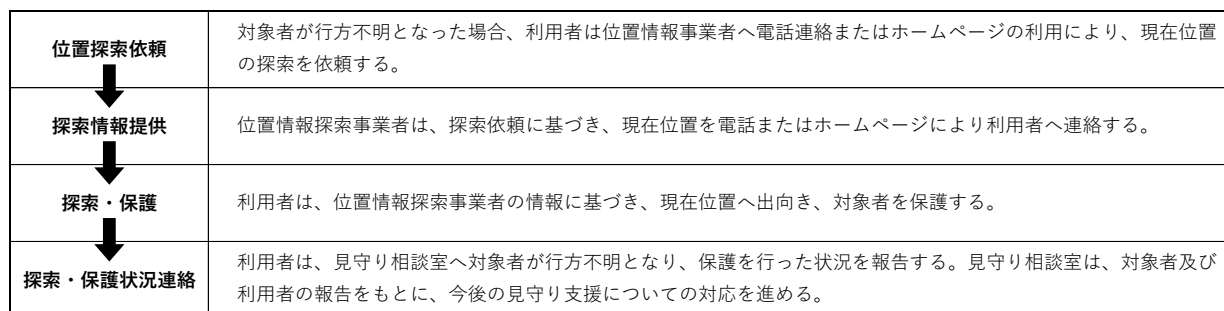
(6) 障がいがある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施のうえ、別紙 3 の実施報告書を発注者に提出すること。

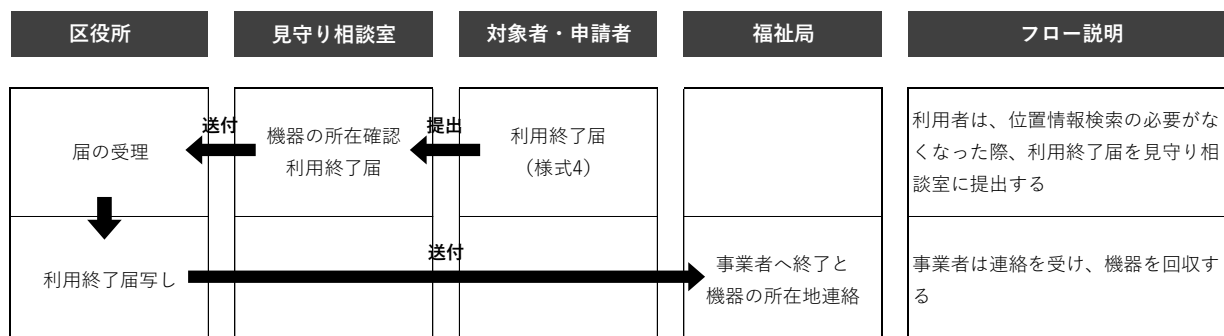
【新規利用】事務処理フロー



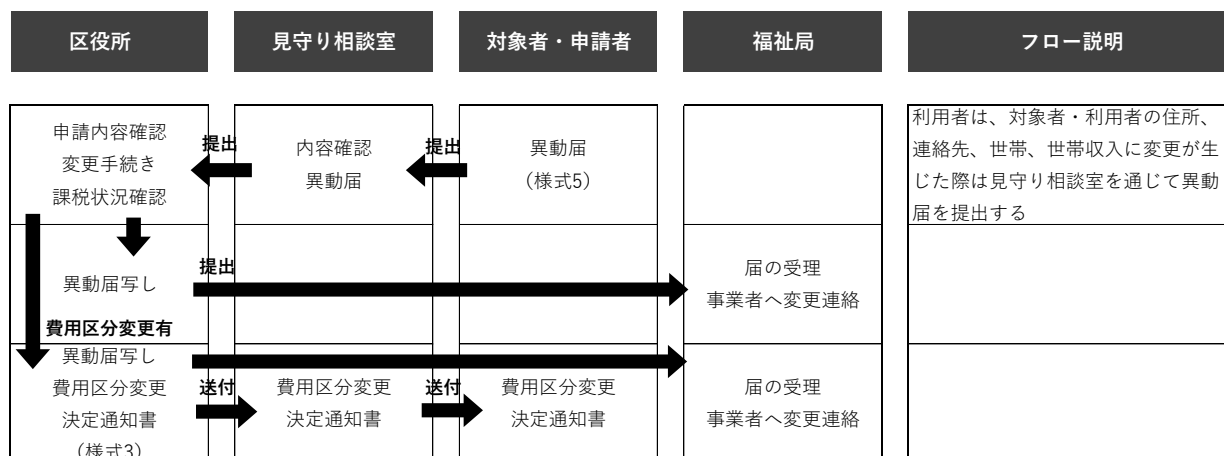
位置探索業務フロー



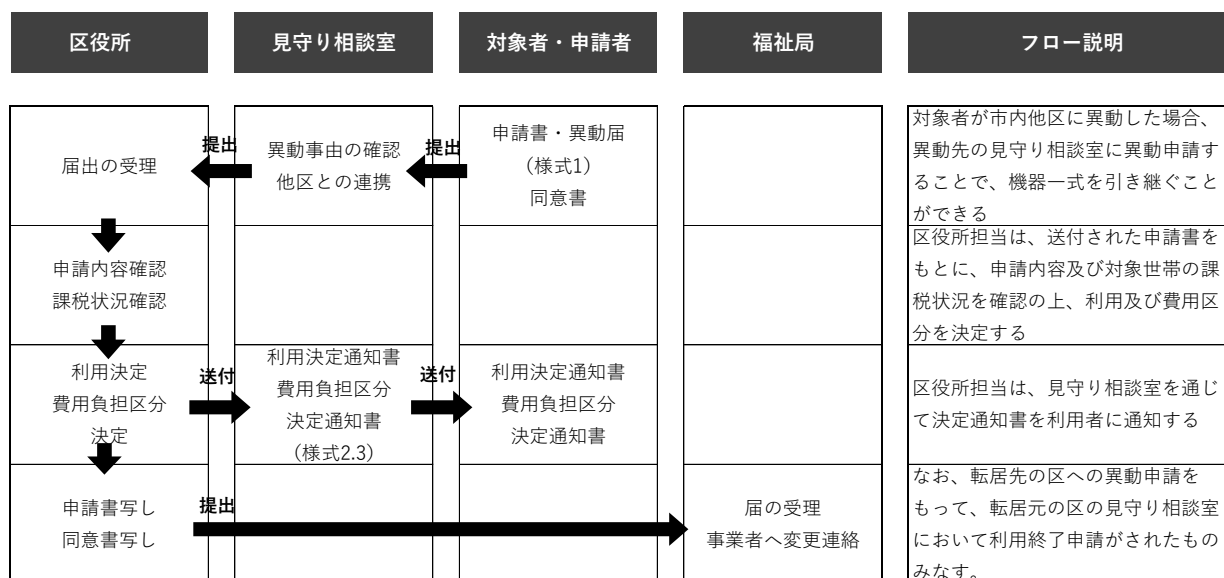
【利用終了】事務処理フロー



異動フロー図（区内・費用区分）



異動フロー図（区間）



見守り相談室一覧

区名	郵便番号 所在地	電話番号	F A X
北区見守り相談室	530-0026 北区神山町15-11	6313-5567	6313-2921
都島区見守り相談室	534-0021 都島区都島本通3-12-31	6929-9500	6929-9504
福島区見守り相談室	553-0001 福島区海老江6-2-22	6454-6332	6454-6331
此花区見守り相談室	554-0002 此花区伝法3-2-27	6462-1224	6462-1984
中央区見守り相談室	542-0062 中央区上本町西2-5-25	6763-8139	6763-8151
西区見守り相談室	550-0013 西区新町4-5-14 (西区役所合同庁舎6階)	6539-8075	6539-8073
港区在見守り相談室	552-0007 港区弁天2-15-1	6575-1212	6575-1025
大正区見守り相談室	551-0013 大正区小林西1-14-3	6555-7575	6555-0687
天王寺区見守り相談室	543-0074 天王寺区六万体的5-26	6774-3377	6774-3399
浪速区見守り相談室	556-0011 浪速区難波中3-8-8 (難波スポーツセンター1・2階)	6636-6027	6636-6028
西淀川区見守り相談室	555-0013 西淀川区千舟2-7-7	4862-6438	6478-2945
淀川区在見守り相談室	532-0005 淀川区三国本町2-14-3	6394-2922	6394-2977
東淀川区見守り相談室	533-0022 東淀川区菅原4-4-37	6160-0311	6370-7114
東成区見守り相談室	537-0013 東成区大今里南3-11-2	6977-7035	6977-7038
生野区見守り相談室	544-0033 生野区勝山北3-13-20	6712-3101	6712-3001
旭区見守り相談室	535-0031 旭区高殿6-16-1	6957-7301	6957-7282
城東区見守り相談室	536-0005 城東区中央2-11-16	6936-1153	6935-8737
鶴見区見守り相談室	538-0051 鶴見区諸口5-浜6-12	6913-7070	6913-7676
阿倍野区見守り相談室	545-0037 阿倍野区帝塚山1-3-8	6627-4600	6628-9393
住之江区見守り相談室	559-0013 住之江区御崎4-6-10	6686-2243	6686-2122
住吉区見守り相談室	558-0021 住吉区浅香1-8-47	4703-5806	6692-8813
東住吉区見守り相談室	546-0031 東住吉区田辺2-10-18	6622-6611	6622-8973
平野区見守り相談室	547-0043 平野区平野東2-1-30	6795-2525	6795-2929
西成区見守り相談室	557-0041 西成区岸里1-5-20 (西成区合同庁舎8階)	6656-0080	6656-0083

**障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書**

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。